

政府は22日、税と社会保
障の共通番号（マイナンバ
ー）による利便性の向上策
を公表した。低所得者が
国民年金保険料の減免申請
をする際、マイナンバーの
個人サイト「マイナポータル」
から簡単にできるよう
にする。医療費が一定額を
超えた場合に税負担を軽く
する医療費控除では医療機

年金保険料減免

ネットで申請

マイナンバー 政府が活用策

関の領収書の保存義務をな
なる見通しだ。ふるさと納
くす。いずれも2017年
度中にも実施する。手続
2016年度にはインタ
ーネットからクレジットカ
ードによる国税の納付を可
能にする。年金保険料と税
は一括で納付できるように
長戦略に盛り込む。

日経6/24報